

徳島県職員メンタルヘルス対策相談業事業実施要項

1 目的

近年、高度情報化、県民ニーズの多様化などにより、徳島県職員を取り巻く環境は大きく変化しており、ストレス等により心身に不調を来とし、長期の病気休暇、休職に至る職員が増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、徳島県職員及びその家族が、心理専門職やその他専門職へ気軽に相談できる窓口を設置することにより、早期に悩みや不安を解消して未病促進に努めるとともに、不調者への適切な対応により早期回復を図ることで、徳島県職員が心身ともに健康で安心して働くことができ、活力ある職場づくりを目的とする。

2 実施主体

本業務の実施主体は、徳島県(以下「県」という。)とし、職員メンタルヘルス対策相談に対する対応業務については、外部委託を行う。

3 事業内容

徳島県職員及びその家族の職場やプライベートにおける様々な悩みや不安の相談に対する対応業務

4 対象者

原則として、知事部局における徳島県職員約3,500名(再任用職員及び会計年度任用職員を除く。)及びその家族とする。

5 事業の報告

本相談に対する対応業務の受託者(以下「受託事業者」という。)は、毎月の実施状況について、県に対して報告書を提出するものとする。

6 その他

事業実施にあたっては、メンタルヘルス相談に関する国の動向を注視しつつ、県及び受託事業者が、十分な連携を図るものとし、疑義が生じた場合は、県と受託事業者が協議の上、処理するものとする。

附則

この要項は、令和6年3月14日から適用する。